

総務企画常任委員会

1. 日 時 平成31年3月12日(火)
午前9時32分 開会 午後0時06分 休憩
午後1時15分 再開 午後2時40分 閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 新田寛之委員長、木下裕介副委員長、梅田利和委員、川崎順次委員、
北出隆一委員、杉林憲治委員、灰田昌典委員
4. 欠席委員 なし
5. 委員会の議題
《消防本部》
＜予防課＞
議案第31号 小松市火災予防条例の一部を改正する条例について
【報告事項】 ・春の火災予防運動について

《総合政策部》
＜人事育成課＞
議案第26号 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第27号 小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

《上下水道局》
＜料金業務課＞
議案第35号 小松市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に
関する条例の一部を改正する条例について

・ 請願審査1件
請願第1号 国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願
(請願者) 小松民主商工会 会長 川端 詳久

6. 委員長報告の要旨

■議案第 26 号 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松市特別職の給与については、平成 8 年 10 月より、条例で市長は 105 万円、副市長 86 万円、教育長 74 万円と定められておりましたが、小松市特別職報酬等審議会において、市長・副市長・教育長それぞれの給料月額を 10%減額した額を給料月額とする答申が出されたことから、平成 23 年 1 月より現在の、市長 94 万 5 千円、副市長 77 万 4 千円、教育長 66 万 6 千円の給料月額となっております。

今回の条例の一部改正については、条例の本来給料月額から本人の申し出により市長は、さらに 15%、副市長・教育長は 10%の減額をしようとするものであります。

一部の委員より、条例で毎年申し出により減額をするのではなく、本来給料月額を減額してはどうかとの意見、並びに、これまでも議会では、議会改革推進のため、議員定数削減などに努めてきたことを考慮のうえ、議員報酬引き上げに関し報酬等審議会での審議を求める意見が出されました。

■請願第 1 号「消費税率の引き上げの中止を求める意見書の提出を求める請願」について

消費税は平成元年の導入以降、持続可能な社会保障制度確立のため、国の基幹税としての役割を果たしております。

消費税率 10%への引き上げについては、国において、「消費税率引き上げにあわせて軽減税率を導入する」としております。また「あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応する」とのことから、全会一致で不採択と決したものであります。